



総会の議案について

Question

総会の議案は招集通知に記載された事項に限られると思いますが、度々、組合員から記載事項以外のことについて総会場で提案があります。そこで質問ですが、総会場で招集通知に記載された事項以外を議案として取り上げ、議決することはできるのでしょうか？

Answer

原則として中小企業等協同組合法(以下、中協法) 第49条第1項により、あらかじめ招集通知に記載された事項しか議決することはできません。しかし、中協法第52条第4項により、招集通知に記載されていない事項を議決することもできます。これを「緊急議案」と言い、定款にそれが行える旨を規定しておく必要があります。ちなみに全国中央会の定款参考例では本人出席者の3分の2以上の同意を得た場合に限り提案することができますとしています。そして、緊急議案を提案し、また、その議決に参加できる者は、本人出席の組合員に限られ、書面又は代理人により議決権を行使する者は提案することも議決に参加することもできませんので、本人出席が半数未満の場合には、緊急議案の提案が可決されても、議案の可決が困難となる恐れがあるので注意が必要です。

尚、組合員の除名や役員のリコールのように、事前に一定の手続きを要する事項は緊急議案で議決することができません。また、定款変更や解散など特別議決を必要とする事項や役員選挙などの組合員に影響を及ぼす重要な案件は緊急議案には適さず、むしろこれを強行することで組合内に無用な争いを引き起こす可能性があります。

したがって、緊急議案の内容は出席者の議決権の過半数で決する普通議決で議決できるものに限ることが望ましいでしょう。

・参考(中協法紹介)

(総会招集の手続)

第49条 総会の招集は、会日の10日(これを下回る期間を定款で定めた場合に於ては、その期間)前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法にしたがってしなければならない。

2 省略

3 第1項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(総会の議事)

第52条 ~3 省略

4 総会においては、第49条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款に別段の定めのある場合及び同条第3項に規定する場合は、この限りではない。